

[一般仕様書]  
第1章 総則

1. 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、吉野川市の公共下水道事業区域において内水出水浸水想定区域図を作成することを目的とする。

2. 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い行わなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

3. 費用の負担

業務の検査等に必要費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表  
（ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

9. 管理技術者及び技術者

（1）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（2）管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

（3）受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

10. 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11. 成果品の審査及び納品

（1）受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

（2）成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

（3）業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了と

する。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 12. 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 13. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 14. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

#### 15. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 16. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議の上、これを定める。

## 第2章 調査・計画

### 1. 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、土地利用、当該地域に係る下水道計画との関連性、事業の施工、施設の維持管理、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点および疑義が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

### 2. 業務の手順

- (1) 業務は十分な協議打合せの後、施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

### 3. 資料収集

業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在および内容を確認したうえで、収集しなければならない。

### 4. 現地踏査

現地踏査は対象区域のみならず、関連のある地区については必要に応じて、踏査を行わなければならない。

### 5. 実測調査

実測調査は、調査結果が解析に正しく反映されるよう適切に行うものとする。調査に先立ち調査計画を策定し、係員の承諾を受けなければならない。

### 7. 計 画

受注者は、発注者が提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、基礎調査ならびに実測調査を実施について計画するものとする。

## 第3章 設計

### 1. 設計基準等

設計にあたっては、発注者の指定する図書および本仕様書「第6章 準拠すべき図書」に基づき、発注者と協議のうえ、その基準となる事項を定めるものとする。

### 2. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

### 3. 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 4. 事業計画図書等の確認

受注者は、「第2章 調査・計画」の各項の調査等と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書、しゅん工図書等の確認をしなければならない。

## 第4章 照査

### 1. 照査の目的

受注者は、調査・計画・設計図書に誤りがなく、さらに業務の高い質を確保するために照査を行わなければならない。

### 2. 審査の体制

受注者は、遺漏なき審査を行うため、相当な技術経験を有する照査員を選任しなければならない。

### 3. 照査事項

照査員は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を行わなければならない。

- (1) 基本条件の内容について
- (2) 成果品内容について

## 第5章 提出図書

### 1. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- |             |    |    |
|-------------|----|----|
| (1) 報告書     | A4 | 2部 |
| (2) その他関係図書 |    | 2部 |
| (3) 打合せ議事録  |    | 2部 |

## 第6章 参考図書

### 1. 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (2) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (3) 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 官民連携した浸水対策の手引き（案）（国土交通省）
- (8) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (9) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省）
- (10) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）
- (11) 下水道管きよ等における水位等観測を推進するための手引き（案）（国土交通省）
- (12) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術推進機構）
- (13) 都市域氾濫解析モデル活用ガイドライン（案）（国土技術政策総合研究所）
- (14) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（国土交通省，国土技術政策総合研究所）
- (15) 氾濫シミュレーション・マニュアル（案）（建設省）
- (16) 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（国土技術研究センター）
- (17) 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（国土交通省）
- (18) 浸水想定（洪水・内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法（国土交通省）
- (19) 下水試験方法[上巻・下巻]（日本下水道協会）

### 2. 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

